

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号

氏名 大谷清運株式会社  
代表取締役 二木 玲子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 5月 1日

許可の有効年月日 令和12年 4月30日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず  
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上12種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

(以上5種類)

## 2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面のとおり)

施設所在地

(1) 東京都足立区入谷九丁目8番9号

(2) 東京都葛飾区水元一丁目3番13号

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設(1)の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管施設(2)の作業時間は、原則として7時から18時までとすること。

(3) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。

(5) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 5月 1日 新規許可

令和 5年 5月 1日 更新許可 第6回

令和 5年 12月 4日 変更届 施設の廃止 (東京都葛飾区水元一丁目3番13号)

令和 6年 7月 10日 変更届 施設の廃止 (東京都足立区入谷九丁目4番13号)

令和 7年 7月 30日 変更届 施設の追加 (東京都葛飾区水元一丁目3番13号)

令和 8年 3月 4日 変更届 施設の廃止 (東京都足立区入谷八丁目14番29号)

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面有り)

都認定番号:6-23-B0011

産廃エキスパート

(裏面)

許可番号

第13-10-010573号

## 2 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都足立区入谷九丁目8番9号

保管面積：1,257㎡

最大保管高さ：1.4m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	ドラム缶3個 : 0.6m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶3個 : 0.87m <sup>3</sup>
がれき類	コンテナ2個 : 2.0m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空きびんに限る。）	ドラム缶3個 : 0.6m <sup>3</sup>
	コンテナ1個 : 8.0m <sup>3</sup>
保管量合計	: 12.07m <sup>3</sup>

(2) 施設所在地：東京都葛飾区水元一丁目3番13号

保管面積：131㎡

最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類	コンテナ1個 : 0.31m <sup>3</sup>
金属くず	コンテナ1個 : 0.31m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個 : 0.31m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個 : 0.31m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）	直置き : 8.0m <sup>3</sup>
保管量合計	: 9.24m <sup>3</sup>

(以下余白)